

## 1. 業務委託当初契約時の契約課への提出書類

以下の書類は契約と同時に契約課へ提出してください。

- (1) 測量・建設コンサルタント等業務委託
  - ・業務着手届
  - ・当該業務に必要なとなる資格者証明書の写し
  - ・雇用関係の確認ができるもの（健康保険証等）
  
- (2) 監理業務委託
  - ・業務着手届（管理技術者1名）
  - ・当該業務に必要なとなる資格者証明書の写し
  - ・雇用関係の確認ができるもの（健康保険証等）
  
- (3) 道路維持修繕業務委託
  - ・現場代理人及び主任技術者等指名届（委託用）
  - ・当該業務に必要なとなる資格者証明書の写し
  - ・雇用関係の確認ができるもの（健康保険証等）
  
- (4) 道路巡視業務委託
  - ・業務着手届（現場代理人1名）
  - ・雇用関係の確認ができるもの（健康保険証等）
  
- (5) 樹木管理業務委託
  - ・業務着手届（業務責任者1名）
  - ・資格者証明書の写し（造園）
  - ・雇用関係の確認ができるもの（健康保険証等）
  
- (6) その他業務委託（草刈等）
  - ・業務着手届（業務責任者1名）
  - ・雇用関係の確認ができるもの（健康保険証等）
  
- (7) 崩土撤去業務委託
  - ・提出書類なし

提出内容に変更があった場合は調査員（監督員）と協議の上、変更の届出をしてください。

## 2. 雇用の確認できる書類について

※プライバシー保護のため、保険者番号及び被保険者記号・番号等を復元できないように、マスキング処理を行ったものを提出してください。

### 1. 株式会社・有限会社等の会社組織及び常時5人以上の従業員を雇用する個人事業所

証明書類	雇用関係の認定日	注意事項
所属業者名の記載されている健康保険証の写し	資格取得年月日	市町村の国民健康保険証は該当しない 協同組合等の場合は組合員名簿も必要
社会保険被保険者資格取得届（社会保険事務所の受付印のあるもの）の写し （上記の加入手続き中の場合）	社会保険事務所の受付印の日	保険証交付後に写しの提出

### 2. 常時雇用の従業員が5人未満の個人事業所

証明書類	雇用関係の認定日	注意事項
住民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写し	最新の通知書の発行日	役員等で金額が入っていない場合は登記簿謄本の写しも必要

### 3. 後期高齢者医療制度被保険者

証明書類	雇用関係の認定日	注意事項
後期高齢者医療保険被保険者証の写し＋過去数か月分の給与・支払い明細（帳簿）の写し	明細等の内容による	給与・支払い明細に会社名や押印がない場合は会社の様式の申立書も必要